

飯島賢二の『恐縮ですが…一言コラム』

第 229 回 なるほど…と思いませんか？～「後見制度」の背景

2007. 11. 25

何でも「初物好き」の小生、新たな知識を習得できると、いそいそと行政書士会が主催する「成年後見制度研修」に参加した。

(いまさら少し遅いかも。でも、こういうの、大好きなのだ！)

「成年後見人制度」とは、判断能力（事理弁識能力）の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限すると共に、本人のために法律行為をおこない、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。ドイツの世話法、イギリスの持続的代理権授与法を参考にして、2000年4月、旧来の禁治産・準禁治産制度にかわって設けられた。裁判所の審判による「法定後見」と、本人が、判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく「任意後見」とがある。(以上「ウィキペディア」より)

今回のコラムは制度内容を伝える趣旨ではない。この後見人が対象とする人達の状況を聞くに、正直驚いたまま、ついペンを執ってしまった。

まず「認知症障害者」、全国に約 160 万人いるといわれている（2005 年）。それが 2025 年には 323 万人に達するとの推計がある。1 人の認知症患者に 3 人の介護人が必要とされ、2025 年には患者と介護人総数は、全人口の 10%、約 1,300 万人になると予測される。

次に「知的障害者」、全国で約 46 万人が認定されている（2000 年）。が、学説で I Q 70 以下の予備軍は 284 万人になる。これも大変な数のはずである。「精神障害者」は 2005 年度ついに 300 万人を突破した。自殺者数も毎年 3 万人台を越えている。

以上の 3 者が「法定後見」の対象だが、「任意後見」の範疇はこの限りでない。いわゆる「社会的弱者」はすべてこの対象となるはずである。65 歳以上の「高齢者」は現在 2,363 万人（2002 年）、2025 年には約 3,473 万人と推計され、その高齢化率は 28.7%、日本人 3 人に 1 人が高齢者となる。100 歳以上のお年寄りも 2 万 5 千人、85%が女性（2005 年）、1 人暮らしの高齢者は男性 74.2 万人、女性、何と 229 万人、合計で 303 万人いる（2000 年）。

18 歳以上の在宅「身体障害者」は、324 万 5 千人、人口対比 3.1%となっている（2001 年）。5 年前の前回調査と比べ約 10.6%増加している。この数は人口 1,000 人に対して 31.1 人、もはや無視できる、稀な状況ではない。

「生活保護者」も行政委託で「後見人」の対象となる。2005 年度は 1 ヶ月平均被保護世帯数が 100 万世帯を超えた。そのうち高齢者世帯は 46.6%と増加傾向に歯止めが利かない。

後見人は基本的に、家庭裁判所の審判により誰でもなれる。職業人としては弁護士、司法書士、行政書士、それに社会福祉士が実績を上げているが、とても満足な供給量とはいえない。自治体によっては「市民後見人」を公募しているところもあるが、社会的ニーズは、益々増える予測ばかりだといえるだろう。いつ自分が、逆に後見される立場になるかわからないはずである。是非、こんな社会情勢を抱えた日本であること、一人ひとりが真剣に考え、今、自分は何ができるか、まず一步、行動すべき時だと思う！